

インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について

資料 3 - 2

○通知について

令和5年4月10日付け「インフルエンザに係る登園許可証の取扱いの継続について」により、令和5年4月1日以降、次の取扱いを継続しています。

1 インフルエンザに係る登園許可証の取扱いについて

季節性インフルエンザに罹患した児童が登園を再開する際に、保護者に対し医療機関が発行する「登園許可証」等の提出は不要となります。

2 インフルエンザ罹患時の登園停止期間について

発症後（発熱の症状が現れた日の翌日が1日目）5日を経過し、かつ解熱後（解熱した日の翌日が1日目）3日を経過するまで登園停止となります。

※「発症当日」は発熱の症状が現れた日で、発症当日の翌日から「発症後1日目」と数えます。

※「解熱日」は解熱した日で、解熱日の翌日から「解熱後1日目」と数えます。

※一日のうちで、発熱・解熱をともに認めた場合は、発熱期間とします。

併せて本市HP「主な過去の通知について」から本通知を御確認ください。